

入札説明書

平成28年9月30日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品交換契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

次の（1）に掲げる物品の交換とする。

（1）交換する物品

ア 下取車両 三菱パジェロ

イ 取得車両 地上支援車

（2）規 格 別紙仕様書のとおり

（3）数 量 1台

（4）納入期限 平成29年3月24日

（5）納入場所 青森県防災航空センター

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有すること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（自動車）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（2）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 平成28年10月7日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎東棟1階）

ウ 提出部数 1部

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（1）提出期限 平成28年10月5日 17時00分

（2）提出場所 3の（2）のイに定める場所に同じ。

5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（1）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（2）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札及び開札に関する事項

（1）日時 平成28年10月19日 午前11時15分

（2）場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

（3）入札保証金 免除する。

（4）入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

（イ）委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額

（オ）品名

（カ）数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

入札書に記載する金額は交換差金とし、内訳として取得車両の金額及び下取車両の金額も記載すること。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8 その他

(1) 自動車リサイクル料金は、本体価格に含めるものとする。

(2) 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の取扱は、別途とする。

9 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 総括主幹 鳴海 靖通

電話 017-734-9104

(別紙) 入札書参考様式

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(委任代理人

印)

入 札 書

￥

品 名	規 格	数量	単 價	金 額 (円)
地上支援車 (取得車両)	仕様書のとおり	1		
三菱パジェロ (下取車両)	仕様書のとおり	1	△	△

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成28年9月30日
品 名	地上支援車
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3-1号様式

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成28年9月30日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品名 地上支援車

2 業者番号及び等級格付

(業者番号 : _____, 等級格付 : _____)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 • 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3－2号様式

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成28年9月30日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 地上支援車

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

青会管 第 号
平成 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名 地上支援車

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委

任

状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 地上支援車

入札（見積り）期日 平成28年10月19日

入札（見積り）場所 青森県庁舎東棟1階 出納局会計管理課入札室

防災航空センター
地上支援車仕様書

青森県

仕様書最終確認



第1 下取り車両の名称、規格等

車両の所属	消防保安課（青森県防災航空センター）
車種	SUV
車名	三菱パジェロ
型式・年式	KH-V78W・2002年式
自動車登録番号	青森 800 さ 5422
排気量	3, 200cc
乗車定員	7人
登録年月日	平成15年6月11日
車検有効期限	平成29年6月10日
走行距離	201, 630km（平成28年8月19日現在）
車両の所在地	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森県防災航空センター 電話017-729-0355

第2 総則

- 1 本仕様の車両は、道路運送車両法及び同法保安基準等の関係法規に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 契約にあたっては、仕様書を十分熟知のうえ契約するものとし、契約後における疑義は県と協議し承認を受けること。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。
- 3 受注者は、制作にあたり、本仕様書及び承認図に変更が生じたときは、直ちに県に連絡のうえ、その指示を受ける図書等を提出し、承認を受けるものとする。
- 4 仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様とする。
- 5 制作に使用する全ての資機材等は、最新型で新品を使用すること。
- 6 受注者は、制作に先立ち県と細部打合せを行ったうえで、次の関係図書各2部を県に提出し承認を受けた後艤装を開始するものとする。
 - (1) 艤装外観図（前、後、両側面及び平面図）
 - (2) 電気系統図及び配線図
 - (3) 制作工程表
 - (4) インストルメントパネル図
 - (5) 散光式警光灯取付関係図（補強図を含む）
 - (6) 主要諸元表

7 受注者は、納入時に次の関係図書を提出すること。

- (1) シャーシ、エンジンの点検書 1部
- (2) 各種保証書 1部
- (3) 車両装備品取扱説明書 2部
- (4) 改造自動車審査通知書の写し 2部
- (5) 緊急自動車届出確認書 2部
- (6) 車庫証明の写し 2部
- (7) リサイクル券
- (8) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (9) 取扱説明書
- (10) 車検証

8 制作上の注意

- (1) 各装置及びパーツの取付は、原則としてボルト締付けとすること。なお、ボルト等は、ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。
- (2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆処置を十分に行うこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 堅牢にして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (5) 罫装に使用する材料及び部品は次のとおりとすること。
ア ネジ類については、ISOネジ又は、これに準じたものを使用すること。
イ 前記以外は、すべて日本工業規格（JIS）のものを使用すること。

第3 車両の仕様

1 シャーシ

- (1) 車体はSUV型で4輪駆動車とする。
- (2) エンジンはディーゼルエンジンとし、エンジン性能は総排気量2,200cc以上3,300cc以下、最高出力（ネット）105（145）kw（ps）以上且つ最大トルク（ネット）360N・m（36kgf・m）以上とし、燃料供給装置はコモンレール式燃料噴射装置とする。
- (3) 燃費は、JC08モードで10.3km/ℓ以上であること。
- (4) 平成22年排出ガス規制に適合すること。
- (5) 変速機はオートマチックとする。
- (6) 寸法は以下のとおりとする。
 - ア 全長 5000mm以下
 - イ 全幅 1750mm以上～1900mm以下
 - ウ 最低地上高 210mm以上

(7) 乗車定員7名以上とする。

2 主要装備

- 1 寒冷地仕様
- 2 ABS
- 3 ETC
- 4 SRSエアバック（運転席・助手席）
- 5 イモビライザー
- 6 アクセサリーコンセント（AC100V）1口
- 7 シガーライターソケット
- 8 巾装メインスイッチ（バッテリー直通）
- 9 ルームミラー
- 10 集中ドアロック（パックドア連動）
- 11 パワーステアリング
- 12 パワーウィンドウ
- 13 電動格納式リモコンドアミラー（ヒーター、ウィンカー付）
- 14 トラクションコントロール
- 15 デフロック及びリヤデフロック
- 16 ナビゲーションシステム（バックモニター付、AM/FMチューナー内蔵型で、インパネ内に固定装着できるものであり、安価なもの）
- 17 フルオートエアコン
- 18 リヤヒーター
- 19 リヤエアコン
- 20 タイマー付リヤデフォッガー
- 21 間欠リヤワイパー
- 22 フロントフォグランプ（ハロゲン式）
- 23 フロアマット（ゴム製）全席分
- 24 フロアカーペット 全席分
- 25 サイドバイザー 全席分
- 26 夏用タイヤ（標準装備品アルミホイール組込済み）
- 27 大型マッドガード
- 28 三角表示板
- 29 防錆処理

3 車両艤装

- (1) 車体屋根前方にスピーカー内蔵型、赤色散光式警光灯を取り付けること。
なお、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条に適合するものとし、
全長は1,100mm以上1,300mm以内であること。

- (2) フロントに赤色警光灯を左右に取り付けること。なお、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第231条に適合するものであること。
- (3) ダッシュ部中央に電子サイレンアンプを埋め込むこと。また、マイク入力ジャックのほか、ICレコーダーなどの外部機器から入力する補助ジャックを有すること。
- (4) 消防無線機
 - ア 運転室内に県が現在所有する地上支援車の消防無線機及び防災無線機を取り付けること。取り付けにあっては、県及び無線取付業者と綿密に打ち合わせを行うこと。
 - イ 無線機の雑音防止のためボンディング工事を施工すること。
 - ウ アンテナは屋根に取り付け、アンテナ用フレキシブルチューブをアンテナ取付位置から無線機本体取付位置まで埋め込むこと。
 - エ 助手席付近に送受話器の取付用架台を設けること。
 - オ 取り付けにおいて車両機能を損なうことなく取付すること。

4 電気装備

- (1) AC100Vのアクセサリーコンセント1口を取り付けること。
- (2) メインバッテリーは、走行用及び各種装備品の使用に対し、十分な容量を確保すること。
- (3) 電装品による無線障害が出ないようにすること。
- (4) 配線は容量十分なケーブルを使用すること。

5 塗装

- (1) シャーシには防錆塗装を施すこと。
- (2) 車輌外装に下記のとおり文字を記入すること。
 - ア 車輌両側面
「青森県防災航空隊」 黒色・丸ゴシック
 - イ 車輌屋根
「青森 航空」 黒色・丸ゴシック
 - ウ 文字の大きさや位置は別途協議とする。
 - エ 文字は左から書出しとすること。

第4 納入先

青森市大字大谷字山ノ内6-128
青森県防災航空センター

物 品 交 換 契 約 書

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

住所

受注者

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、
除く。）契約を締結した。

（交換物品の内容）

第1条 発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品（以下「交換物品」とい
う。）を交換することを約した。

（1）発注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりと
する。

ア 名 称 三菱パジェロ
イ 型 式 別紙仕様書のとおり
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 1台
オ 金 額 ₩.

（うち消費税及び地方消費税の額 ₩.)

カ その 他 登録は、引渡し後、受注者が速やかに抹消するものとする。

（2）受注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次の
とおりとする。

ア 名 称 地上支援車
イ 型 式
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 1台
オ 金 額 ₩.

（うち消費税及び地方消費税の額 ₩.)

カ 付属品等 別紙のとおり

2 発注者は、交換差金として、金 円を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 (A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(交換物品の納入期限等)

第3条 交換物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 平成29年3月24日

(2) 納入場所 青森県防災航空センター

2 受注者は、交換物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに交換物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(交換物品の検査等)

第4条 発注者は、交換物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに交換物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために交換物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないとときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、交換物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 交換物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、それ相手方に移転するものとする。

(交換差金の支払)

第6条 受注者は、受注者の交換物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に交換差金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に交換差金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに交換物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、交換差金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、交換物品の所有権が移転した後、交換物品に隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して交換物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに交換物品を引渡しなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

発注者 青森県知事 三 村 申 吾 印

受注者 印

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)